UNSCEAR 2013年報告書

キース・ベーヴァーストック

チェルノブイリ事故の公衆衛生への主な悪影響は、小児甲状腺癌が異常発生した という事実を踏まえたとしても、いわゆる心理社会的影響であったと言って間違い ない。

心理社会的影響の根源にあるのは、多くの人にとって未知であり、(五感では)検知不可能な危険、すなわち電離放射線から公衆衛生を保護することになっている 当局への*信頼*である。

旧ソビエト連邦当局は、事故直後から、チェルノブイリ事故の実態を公衆に知らせることを怠った。

したがって、心理社会学的効果は、起こっている事象について、それが起こっている時にオープンで正直な態度を取ることにより、大いに予防可能である。

チェルノブイリと同様に、2011年3月の福島第一原発事故の後、放射性物質の放出の規模の情報公開が、数日間保留されていた。

大きな公衆衛生影響を持つ事故の公衆衛生リスクは、事故後できるだけ早くに、独立した機関により、オープンで透明性のある科学的見地から、完全かつ包括的に 評価されるべきである。 UNSCEAR2013年報告書は、そのような、時宜にかない、 透明性を持ち、包括的であり、独立性を持ち、科学的である、 福島事故のリスク評価であると言えるか?

答えは、ノーである!

適時性

事故から3年以上経過してから公表されたことを踏まえると、「時宜にかなっている」とは言えない。事故後数ヶ月以内に公表されるべきであったし、心理社会的影響を緩和するのに役立てるのであれば、確実に2011年末までには公表されるべきであった。

透明性

UNSCEAR報告書内に記載されている事象の経緯は、メディアや 国連機関により事故当時に提供された情報からすると、実際に事 象が「展開した」状態と一致しない。このために、UNSCEAR報告 書は透明性に欠けていると言える。実際には、IAEAもWHOも、 チェルノブイリ原発事故後に設定された、法的拘束力を持つ2つ の国際条約に従わなかったが、読者には、UNSCEAR報告書か らそれは読み取れない。原子力緊急時対応システムが計画通り に機能していれば、UNSCEARは、より包括的なリスク評価を作 成することができたかもしれない。

包括性

UNSCEAR 2013年報告書は、事故後すぐの時期に起こった被ばく線量について、そして、事故の数ヶ月後(2011年7月)にやっと測定されはじめた内部被ばく線量について、かなりの不確かさを残しているため、包括性に欠ける。これは、リスク評価の「困難な部分」である。地表沈着量の測定値から外部被ばく線量を推定するのは簡単であるが、プルームへの浸漬と呼吸による被ばく線量を推定するのは、もっと難しい。浮遊粒子状物質(SPM)モニターによるデータは入手可能だったようだが、UNSCEARは使用しなかったとみられる。

独立性

UNSCEARは、原子力に利益を持ち投資している政府に経済的支援を受けており、委員構成のほとんどは、それらの政府の指名制である。

今年初めに福島市で開催された国際シンポジウムで、WHOの代表が、福島事故のリスクを評価するにあたり、IAEA、WHOとUNSCEARは共同作業を行った、と述べた。IAEAは、原子力を推進する権限を持っており、放射線リスクの評価に関しては、非常に大きな利益相反を持つ。その上、このWHO代表は、事故後の公衆衛生の優先度を決める際に、原子力の経済的将来を考慮するべきであり、改善措置の中には費用がかかりすぎるものがある、と述べた。

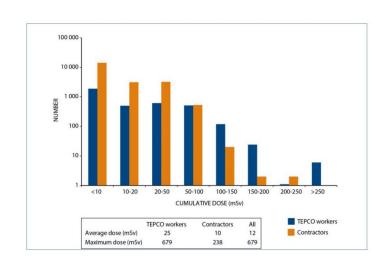
福島事故による初期被ばく量の規模を判断するにあたり、UNSCEARは、**国際的に**推定されたソースタームでなく、**JAEA**が公表したソースタームを用いた。 JAEAは、東京電力から独立した立場にあるのか?JAEAは、事故前の安全に関して諮問あるいは監視の役割を持っていなかったか?JAEAは、福島第一原発の原子炉には、窒素除去装置などの水素爆発を防ぐ方法がなかったのを知っていたのか?また、JAEAは、7メートル以上の高さの津波が、福島第一原発で重篤な問題を引き起こすだろう、と気づいていたのか?

UNSCEARの「S」は「Scientific(科学的)」を意味しているが、報告書には「科学的文書」の資格がない。真の意味で科学的な文書であれば、透明性・包括性・独立性を確保することに苦労したであろう。そして、UNSCEAR報告書が、これらの理想のどれをも満たさなかったということを、これまでに説明した。

UNSCEARは、2014年4月2日に公表されたプレスリリースで、「80名以上の著名な科学者」がリスク評価に貢献したと主張している。しかし、これらの専門家の履歴書と著書リストが提示されていないため、読者はこの委員会の科学的能力について確信が持てない。真の意味で「科学的な」報告書は、著者に「利益相反」がないことを保証するだろう。繰り返すが、読者がこれに確信を持てる理由は何ひとつない。

最後に、UNSCEARは、自らのプレスリリースで、実質、「福島での被ばくによるがんの増加は予想されない一国連報告書」と発表している。作業員の被ばく線量からすると、これが真実であるとは言い難い。

報告書には、2012年10月までの作業員の線量分布データが載っている。



標準的なリスク係数を用いると、被ばく線量が10 mSvを超える約1万人の作業員と下請業者において、50症例のオーダーのがんの過剰発症を推測できる。これらは、「予想されない」症例ではない。さらに、同数の非がん疾患も予想される。

報告書はまた、事故後1年目の日本全国の集団線量を18,000人・Svと推定している。再度、標準的なリスク係数を用いると、これは2,500-3,000症例のがんの過剰発生を示唆する。

UNSCEARは、これらのがんの発症が予想されないと言うために、がん誘発のしきい値を、たとえば100 mSvに恣意的に設定している。

この行為には、科学的根拠がない。

結論

結論として、UNSCEAR報告書は、福島第一原子力発電所事故の、時宜にかない、透明性をもち、包括的で、独立し、かつ科学的なリスク評価の資格を持つための基本的条件を満たしていると言えない。

国連加盟国のほとんどは原子力発電所を所有していないが、原子力発電 所所有国での事故の影響を受ける可能性がある。国連加盟国は、上記の 条件を満たす福島事故の報告書を必要としており、それは国連によって 委託されるべきである。

現在のUNSCEAR委員会は、解体されるべきである。

.